

## 第1 趣旨

- GFSI の要求事項(Part II Benchmarking Requirement ver. 7.1)との整合性を高め、JFS-C認証スキーム（以下、「本スキーム」といいます。）の国際標準化を促進するとともに、本スキームの信頼性を向上させるため、JFS-C認証スキーム文書（以下、「本文書」といいます。） ver. 2.2 の改定を提案します。

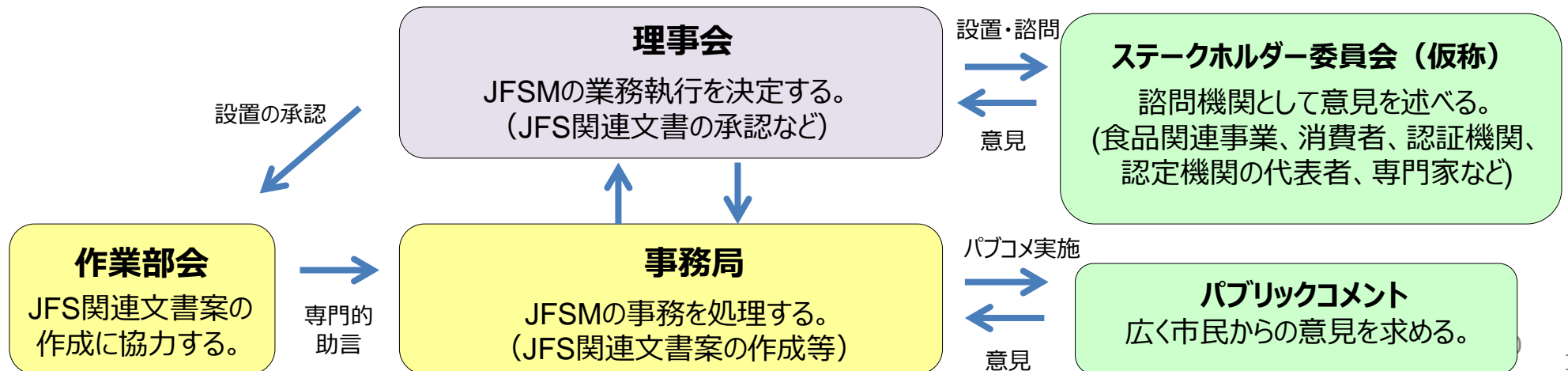
## 第2 主な改正案の内容

### 1. JFS関連文書の開発体制（本文書 2.2, 2.3, 2.4）

- JFS関連文書（本文書、JFS-C規格、ガイドライン、解説書等）の開発体制を下図のとおり整理します。
- スキーム委員会を改称（例えばステークホルダー委員会等）にし、食品関連事業、消費者、認証機関、認定機関の代表者などのステークホルダーや専門家から構成される諮問機関としての役割を明確にします。

### 2. 信頼性維持プログラムの強化（本文書 2.6, 付属書 1）

- 認証機関の認証活動をモニタリングするためのプログラム（信頼性維持プログラム）に、①審査報告書等の年1回のサンプリング審査、②3年ごとの認証機関の事務所審査を新設し、本スキームに基づく認証活動の信頼性を維持向上させます。



### 3. 審査プログラム（本文書 4.3.2 (2), 付属書 2）

- 審査プログラムを明確にするため、新たな要求事項を追加します（審査頻度決定における考慮要素を明記。GMPの最小審査工数を0.5日とする。等）

### 4. 組織の是正処置等の完了期限（本文書 4.3.2 (2) b), c)

- 組織に対する審査の際に、重大な不適合または軽微な不適合が指摘された場合の完了期限を明記します。
  - ・重大な不適合の場合には、原則として、修正処置・是正処置を30日以内に完了し、審査員が確認。
  - ・軽微な不適合の場合には、原則として、修正処置を30日以内に完了し、審査員が1年後の審査で確認。

### 5. 審査報告書（本文書 4.3.3）

- 審査報告書の役割、必須記載事項（審査工数、不適合の内容・判断根拠、事前通告の有無、等）を明記します。
- 審査報告書の機密性確保に関する原則とルールを明記します。

### 6. 審査員の登録維持のための教育訓練（本文書 4.3.5）

- 審査員が、登録を維持するための要件として、年間1件以上のJFS-C規格によるオンサイト審査が必要であることを明記。
- 原則となる登録維持要件を満たすことができない審査員について、別途の教育訓練による登録維持を認めます。

### 7. 各カテゴリにおける審査員力量（本文書 付属書）

- 各カテゴリにおける審査員力量を要求事項として明記します。